

犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号）

この訓令は、犯罪の捜査に関し、被害者対策、捜査指揮、初動捜査、捜査本部等の設置及び証拠品の取扱いなどについて必要な事項を定めたものである。